

NEWS LETTER

2013年 12月 24日 No. 563

三重大学教職員組合発行

直通 : 059-231-4447 (内線 2169)

E-mail : KYF03351@nifty.ne.jp

URL : <http://homepage2.nifty.com/mie-union/>

臨時号

11月21日に人事院勧告に基づき改正された国会公務員の給与制度に即し55歳を超える職員の昇給停止が実施されると情報が大学側から提示され、これに対して団体交渉を申し入れ、以下のように12月12日に第一回目、12月18日に第二回目の交渉を行いました。

第一回団体交渉

団体交渉 (第一回目)

日 時 : 平成25年12月12日 (木) 16:00~17:50

場 所 : 総合研究棟Ⅱ2階第1会議室

出席者 : 大学側) 鈴木理事、小新企画総務部長、村井人事課長、櫻井職員課長、服部財務課長

組合側) 中央執行委員 : 松岡委員長、名島副委員長、内田書記長、榎岡書記

学部支部執行委員 : 武笠 (人文学部)、前田 (人文学部)、和籐 (工学部)

陪席者) 人事チーム、職員チーム、財務チーム、施設部

第二回団体交渉

団体交渉 (第二回目)

日 時 : 平成25年12月18日 (水) 16:00~17:10

場 所 : 総合研究棟Ⅱ2階第2・3会議室

出席者 : 大学側) 鈴木理事、小新企画総務部長、酒井財務部長、村井人事課長、櫻井職員課長、服部財務課長

組合側) 中央執行委員 : 松岡委員長、名島副委員長、内田書記長、榎岡書記

学部支部執行委員 : 武笠 (人文学部)、前田 (人文学部)、宮岡 (教育学部)、山本 (工学部)、和籐 (工学部)

陪席者) 人事チーム、職員チーム、財務チーム、施設部

以下は2回の交渉内容の概要

...

○交渉までの対応について

10月1日の人事院規則の改正が示されたが、室蘭工業大学では10月1日を待たずに9月11日に組合に情報が提供され10月28日第1回交渉が行われた。埼玉大学では11月11日、12日の2日間で団体交渉が行われるなど、他大学では早急な対応が行われているのに対して、本学では11月21日に情報提供が行われ、不利益変更にもかかわらずこちらから申し出なければ自ら説明会を開こうともしないなど不誠実な対応がなされた。

○財務上の必要性について

運営費交付金が給与減額相当額のみ減額されるということはない。また、昇給停止によって発生する資金の使い道について今の段階では決まっていないという回答がなされた。不確かな目的に利用されるお金のために財務上必要のない給与減額がなされようとしている。

○人材流出による教育研究水準の低下

三重大学から他大学への研究者の流出が実際に顕在化しているにもかかわらず、大学側は現在も流出は起こっておらず今回の給与改定によっても起こらないと認識している。

○事務・技術系職員の給与水準について

ラスパイレス指数から三重大学の事務・技術系職員の給与が国家公務員や三重県職員の給与と比べて著しく低いという事実は認めたものの、今後検討していくというあいまいな回答を繰り返し、人事院勧告への準拠だけを理由に55歳昇給停止を実施しようとしている。

○人事院勧告の基準との相違について

2012年8月人事院勧告では定年年齢が60歳を超える行政職（二）表及び医療職（一）適用者の昇給停止は57歳からとしているので、今回の全員55歳昇給停止は人事院勧告の基準と矛盾しており、明らかに検討が不十分である。

○私立大学との均衡について

大学が提示している案は県内私立大学の昇給停止状況と比較して最低の状況である。大学側は最低の水準に合わせているつもりはないと回答しているが、現実にはそうなっている。

○他大学との状況の比較について

他大学・高専では55歳よりも高い年齢での昇給停止や平成26年1月1日の実施を見送るなどの案を提示している大学があるが、三重大学ではなぜそのような案が提示できないのかという質問に対して、電気料金や消費税の影響など他大学も同様に直面する理由を回答しており、正当化できるものではない。

○2回目の交渉の最後に代償措置の提案がなされたが、具体的にどのような措置がなされるかは現在検討中であるとの理由から具体案は提示されなかった。



…… ** 三重大学教職員組合はあなたの心強い味方になります。 ** ……

困ったことがあれば気軽にご相談下さい。

連絡先 三重大学教職員組合書記局(教育学部・附属教育実践総合センター内1階)

TEL 直通059-231-4447・内線2169 E-mail KYF03351@nifty.ne.jp